

令和元年 6 月 7 日提出

今治市議会定例会（第 3 回）議案

今治市議会定例会（第3回）議案目次

議案 番号	件名	ページ
60	令和元年度 今治市一般会計補正予算（第1号）	別 冊
61	令和元年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
62	今治市玉川近代美術館条例の一部を改正する条例制定について	1
63	今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	15
64	今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	19
65	今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	27
66	今治市多々羅温泉条例を廃止する条例制定について	31
67	今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	35
68	財産の取得について（ネットワーク関連機器）	41
69	財産の取得について（高規格救急自動車）	45
70	今治市辺地総合整備計画の変更について	49
71	今治市過疎地域自立促進計画の変更について	55
72	市営土地改良事業の施行について（町谷地区）	59
73	市営土地改良事業の施行について（高市地区）	63
74	市営土地改良事業の施行について（宮ヶ崎地区）	67
75	市道の廃止について	71

76	市道の認定について	79
77	専決処分について	95
	・平成30年度 今治市一般会計補正予算（第6号）	97
	・今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について	111
	・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	159

今治市玉川近代美術館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

玉川近代美術館と玉川文化交流館を統合するとともに、指定管理者制度を導入するため、規定を整備しようとするもの。

今治市玉川近代美術館条例の一部を改正する条例

今治市玉川近代美術館条例（平成17年今治市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第244条の2第1項」を「第244条の2第1項、第3項及び第8項」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 今治市玉川近代美術館（以下「美術館」という。）に企画展示室として文化交流館を設ける。

第3条第1項中「今治市玉川近代美術館（以下「美術館」という。）」を「美術館」に改める。

第4条第1項中「入館を拒否し、又は退館させることができる」を「使用を許可しない」に改め、同項第2号中「建物、附属施設、展示物品等」を「美術館の施設又は設備」に改める。

第6条第3号中「不正」を「使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正」に、「より使用の」を「よって」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 文化交流館を使用する者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。

第8条中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、」を削り、「及び特別使用料（以下「使用料等」という。）」を「、特別使用料及び使用料（以下「使用料等」という。）は、市長が特に必要があると認めるときは、これ」に改める。

第9条中「、市長は」を削り、同条第3号中「使用」を「使用の開始の日前10日までに、使用」に改める。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（原状回復義務）

第11条 使用者は、その使用が終わったとき又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第12条 美術館の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）美術館の使用及び今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例

（平成18年今治市条例第26号。以下「共通使用条例」という。）に基づき美術館と共通使用する他の公の施設の使用の許可及びその取消し等に関する業務。ただし、共通使用条例により共通使用する他の公の施設の許可権者が許可及びその取消し等をする場合を除く。

（２） 休館日及び開館時間の臨時変更に関する業務。ただし、市長の承認を受けなければならない。

（３） 美術館の収蔵品、施設及び設備の維持管理に関する業務

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金）

第14条 指定管理者は、美術館の利用者から当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。

２ 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

３ 利用料金の額は、別表第１、別表第２及び別表第３に定める額の範囲内とする。

４ 利用料金は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

附則に次の２項を加える。

４ 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の規定により指定管理者の指定、指定の取消し又は指定の停止の処分があり、許可その他の行為を行う機関が変更された場合は、処分前に権限を有した機関が行った許可その他の行為は、処分後に権限を有する機関が行った許可その他の行為とみなす。また、処分前に権限を有した機関に対しなされた許可の申請その他の申請は、処分後に権限を有する機関に対しなされた許可の申請その他の申請とみなす。

（読替規定）

５ 第12条の規定により美術館の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条、第４条、第６条及び第10条	市長	指定管理者
第11条	第６条	附則第５項の規定により読み替えて適用される第６条
	市長	指定管理者

第15条第1号	第3条第1項	附則第5項の規定により読み替えて適用される第3条第1項
	同条第2項	附則第5項の規定により読み替えて適用される第3条第2項
第15条第3号	第6条	附則第5項の規定により読み替えて適用される第6条

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第7条関係）

使用時間等 施設名	9：00～12：00	12：00～17：00	9：00～17：00	超過時間（1時間 までごとに）
文化交流館	2,670円	4,450円	6,760円	1,690円

備考

- 1 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合は時間をいう。
- 3 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の6割増とする。
- 4 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の8割増とする。
- 5 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかに問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 6 各区分の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則第4項の規定による廃止前の今治市玉川文化交流館条例（平成17年今治市条例第96号）の規定により使用の許可を受けた者は、この条例による改正後の今治市玉川近代美術館条例の相当規定により許可を受けた者とみなす。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 3 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市河野美術館指定管理者選定審議会の項の次に次のように加える。

今治市玉川近代美術館指定管理者選定審議会	今治市玉川近代美術館
----------------------	------------

(今治市玉川文化交流館条例の廃止)

- 4 今治市玉川文化交流館条例は、廃止する。

「参 考」

今治市玉川近代美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。 <u>以下「法」という。</u> ） <u>第244条の2第1項、第3項及び第8項の規定に基づき、玉川近代美術館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号_____） <u>第244条の2第1項_____の規定に基づき、玉川近代美術館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u>
(設置)	(設置)
第2条 略	第2条 略
<u>2 今治市玉川近代美術館（以下「美術館」という。）に企画展示室として文化交流館を設ける。</u>	_____ _____ _____
(使用の許可)	(使用の許可)
第3条 <u>美術館</u> _____を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。	第3条 <u>今治市玉川近代美術館（以下「美術館」という。）</u> を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた内容を変更する場合も、同様とする。
2 略	2 略
(使用許可の制限)	(使用許可の制限)
第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の <u>使用を許可しない</u> _____。	第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、美術館の <u>入館を拒否し、又は退館させることができる。</u>
(1) 略	(1) 略
(2) <u>美術館の施設又は設備</u> _____を損傷するおそれがあるとき。	(2) <u>建物、附属施設、展示物品等</u> を損傷するおそれがあるとき。
(3) 略	(3) 略

2 略

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) ～ (2) 略

(3) 使用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって 許可を受けたとき。

(4) ～ (6) 略

(使用料等の納付)

第7条 略

2 略

3 文化交流館を使用する者は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。

(使用料等の減免)

第8条 _____
_____前条に規定する観覧料、
特別使用料及び使用料（以下「使用料等」という。）は、市長が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、____、その全部又は一部を還付することができる。

(1) ～ (2) 略

(3) 使用の開始の日前10日までに、使用の

2 略

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) ～ (2) 略

(3) 不正
_____な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) ～ (6) 略

(使用料等の納付)

第7条 略

2 略

(使用料等の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する観覧料及び特別使用料（以下「使用料等」という。）

_____を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) ～ (2) 略

(3) 使用 _____の

中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 美術館の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 美術館の使用及び今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例（平成18年今治市条例第26号。以下「共通使用条例」という。）に基づき美術館と共通使用する他の公の施設の使用の許可及びその取消し等に関する業務。ただし、共通使用条例により共通使用する他の公の施設の許可権者が許可及びその取消し等をする場合を除く。

(2) 休館日及び開館時間の臨時変更に関する業務。ただし、市長の承認を受けなければならない。

(3) 美術館の収蔵品、施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必

中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき。

要と認める業務

(利用料金)

第14条 指定管理者は、美術館の利用者から当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内とする。

4 利用料金は、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(過料)

第15条 略

第16条 略

(委任)

第17条 略

附 則

1～3 略

4 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の規定により指定管理者の指定、指定の取消し又は指定の停止の処分があり、許可その他の行為を行う機関が変更された場合は、処分前に権限を有した機関が行った許可その他の行為は、処分後に権限を有する機関が行った許可その他の行為とみなす。また、処分前に権限を有した機関に対しなされた許可の申請その他の申請は、処分後に権限を有する機関に対しなされた許可の申請その他の申請とみなす。

(読替規定)

(過料)

第11条 略

第12条 略

(委任)

第13条 略

附 則

1～3 略

新

別表第3（第7条関係）

施設名	使用時間等			超過時間（1時間までごとに）
	9：00～12：00	12：00～17：00	9：00～17：00	
文化交流館	2,670円	4,450円	6,760円	1,690円

備考

- 1 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 3 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の6割増とする。
- 4 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の8割増とする。
- 5 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなるかを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 6 各区分の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

旧

[illegible]

今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

医療費助成の範囲を拡大しようとするもの。

今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

今治市子ども医療費助成条例（平成17年今治市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（児童にあつては、入院及び歯科外来（歯科医師の処方箋による調剤を含む。）に係る保険給付に限る。）」を削る。

第7条第1項ただし書中「入院」を「休日診療又は夜間診療（歯科診療に係るものを除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係るものについて適用し、同日前に受けた保険給付に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市子ども医療費助成条例改正条項新旧対照表

新	旧
(助成金の支給) 第4条 市長は、助成対象者が子どもに係る保険給付_____ _____につき一部負担金を負担した場合においては、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。 (助成の方法) 第7条 子どもに係る医療費の助成は、第4条に規定する一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。ただし、児童の<u>休日診療又は夜間診療(歯科診療に係るものを除く。)</u>に係る医療費の助成は、同条に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことによって行う。 2 略	(助成金の支給) 第4条 市長は、助成対象者が子どもに係る保険給付<u>(児童にあつては、入院及び歯科外来(歯科医師の処方箋による調剤を含む。))に係る保険給付に限る。)</u>につき一部負担金を負担した場合においては、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。 (助成の方法) 第7条 子どもに係る医療費の助成は、第4条に規定する一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。ただし、児童の<u>入院</u>_____に係る医療費の助成は、同条に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことによって行う。 2 略

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 令和元年度の保険税算定に用いる総所得金額、山林所得金額及び固定資産税額の確定に伴い、あん分率を改定しようとするもの。
- 2 保険税の軽減額を改定しようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.5」を「100分の7.7」に改める。

第6条中「17,900円」を「19,700円」に改める。

第7条第1号中「21,800円」を「24,800円」に改め、同条第2号中「10,900円」を「12,400円」に改め、同条第3号中「16,350円」を「18,600円」に改める。

第26条第1号ア中「12,530円」を「13,790円」に改め、同号イ(ア)中「15,260円」を「17,360円」に改め、同号イ(イ)中「7,630円」を「8,680円」に改め、同号イ(ウ)中「11,445円」を「13,020円」に改め、同条第2号ア中「8,950円」を「9,850円」に改め、同号イ(ア)中「10,900円」を「12,400円」に改め、同号イ(イ)中「5,450円」を「6,200円」に改め、同号イ(ウ)中「8,175円」を「9,300円」に改め、同条第3号ア中「3,580円」を「3,940円」に改め、同号イ(ア)中「4,360円」を「4,960円」に改め、同号イ(イ)中「2,180円」を「2,480円」に改め、同号イ(ウ)中「3,270円」を「3,720円」に改める。

第26条の2第1項第2号ア及びイ中「8,950円」を「9,850円」に改め、同項第3号ア(ア)中「10,900円」を「12,400円」に改め、同号ア(イ)中「5,450円」を「6,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(基礎課税額の所得割額)	(基礎課税額の所得割額)
第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.7</u> を乗じて算定する。	第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.5</u> を乗じて算定する。
2 略	2 略
(基礎課税額の被保険者均等割額)	(基礎課税額の被保険者均等割額)
第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>19,700円</u> とする。	第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>17,900円</u> とする。
(基礎課税額の世帯別平等割額)	(基礎課税額の世帯別平等割額)
第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を	(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を

いう。次号、第7条の5、第26条及び第26条の2において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の5、第26条及び第26条の2において同じ。) 以外の世帯 24,800円

(2) 特定世帯 12,400円

(3) 特定継続世帯 18,600円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 13,790円

いう。次号、第7条の5、第26条及び第26条の2において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の5、第26条及び第26条の2において同じ。) 以外の世帯 21,800円

(2) 特定世帯 10,900円

(3) 特定継続世帯 16,350円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,530円

イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,360円

(イ) 特定世帯 8,680円

(ウ) 特定継続世帯 13,020円

ウ～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,850円

イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,400円

(イ) 特定世帯 6,200円

(ウ) 特定継続世帯 9,300円

ウ～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被

イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,260円

(イ) 特定世帯 7,630円

(ウ) 特定継続世帯 11,445円

ウ～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,950円

イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,900円

(イ) 特定世帯 5,450円

(ウ) 特定継続世帯 8,175円

ウ～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被

保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,940円

イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,960円

（イ） 特定世帯 2,480円

（ウ） 特定継続世帯 3,720円

ウ～カ 略

（保険税の減額の特例）

第26条の2 旧被扶養者（次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（1） 略

（2） 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,580円

イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,360円

（イ） 特定世帯 2,180円

（ウ） 特定継続世帯 3,270円

ウ～カ 略

（保険税の減額の特例）

第26条の2 旧被扶養者（次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（1） 略

（2） 基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前条各号に掲げる世帯以外の世帯
旧被扶養者 1 人につき 9,850円

イ 前条第 3 号に掲げる世帯 旧被扶養
者 1 人につき 9,850円から同号アに掲
げる額を減額して得た額

(3) 基礎課税額の世帯別平等割額

ア 前条各号に掲げる世帯以外の世帯(旧
被扶養者以外の被保険者がいない世帯
(特定世帯を除く。)に限る。) 次に掲
げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) 特定継続世帯以外の世帯 1 世
帯につき 12,400円

(イ) 特定継続世帯 1 世帯につき
6,200円

イ 略

(4) ～ (9) 略

2 略

ア 前条各号に掲げる世帯以外の世帯
旧被扶養者 1 人につき 8,950円

イ 前条第 3 号に掲げる世帯 旧被扶養
者 1 人につき 8,950円から同号アに掲
げる額を減額して得た額

(3) 基礎課税額の世帯別平等割額

ア 前条各号に掲げる世帯以外の世帯(旧
被扶養者以外の被保険者がいない世帯
(特定世帯を除く。)に限る。) 次に掲
げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め
る額

(ア) 特定継続世帯以外の世帯 1 世
帯につき 10,900円

(イ) 特定継続世帯 1 世帯につき
5,450円

イ 略

(4) ～ (9) 略

2 略

今治市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

令和元年度及び令和2年度の減額賦課に係る介護保険料率を定めようとするもの。

今治市介護保険条例の一部を改正する条例

今治市介護保険条例（平成17年今治市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「33,100円」を「27,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,000円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,400円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、令和元年度分の保険料率から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

今治市介護保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
(保険料率) 第11条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) ～ (9) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,600円</u>とする。 3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,000円とする。</u> 4 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,400円とする。</u>	(保険料率) 第11条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) ～ (9) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,100円</u>とする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

今治市多々羅温泉条例を廃止する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

多々羅温泉を廃止しようとするもの。

今治市多々羅温泉条例を廃止する条例

今治市多々羅温泉条例（平成17年今治市条例第203号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

- 2 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市多々羅温泉指定管理者選定審議会の項を削る。

（今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例の一部改正）

- 3 今治市広域的利用促進のための公の施設の使用の特例に関する条例（平成18年今治市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表今治市多々羅温泉の項を削る。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例

今治市火災予防条例（平成17年今治市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

「参 考」

今治市火災予防条例改正条項新旧対照表

新	旧
(避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。 2 略 (設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2) ～ (5) 略 (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に<u>特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令</u>	(避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u> _____に適合するものとしなければならない。 2 略 (設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2) ～ (5) 略 _____ _____ _____ _____

(平成20年総務省令第156号) 第3条第2
項及び第3項に定める技術上の基準に従
い、又は当該技術上の基準の例により設置
したとき。

(7) 略

(6) 略

財産の取得について（ネットワーク関連機器）

次のとおりネットワーク関連機器を購入する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 品名及び数量 ネットワーク関連機器一式（別紙内訳書のとおり）
- 2 購入の目的 耐用年数経過によるネットワーク関連機器の更新
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
ネットワーク関連 機器	指名競争入札	円 42,768,000	今治市常盤町六丁目7番37号 ケーオー商事株式会社 代表取締役 片 山 昭

「別 紙」

ネットワーク関連機器内訳書

区 分	品 名	数 量
ネットワーク関連機器	レイヤ3スイッチ	2台
	グループウェアサーバ	2台
	グループウェア用ストレージ	1台
	無停電電源供給装置	6台

「参 考」

ネットワーク関連機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
ケーオー商事(株)	42,768,000 円
アカマツ(株)	61,020,000
四国通建(株)	45,144,000
(株)ス ジ ヤ	63,072,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 品名、規格及び数量 高規格救急自動車（2,500ccクラス、ガソリン車、4WD、オートマチック仕様、高度救命処置用資機材含む。） 1台

2 購入の目的 西消防署波方分署に配備の高規格救急自動車の更新

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
高規格救急自動車	指名競争入札	円 27,478,000	今治市土橋町一丁目5番20号 愛媛トヨタ自動車株式会社 今治店 店長 重 松 晃 輔

「参 考」

高規格救急自動車入札結果

業 者 名	入 札 金 額
愛 媛 ト ヨ タ 自 動 車 (株)	27,478,000 円
愛 媛 日 産 自 動 車 (株)	30,085,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画

(平成 27 年度～ 31 年度)

第 1 次変更 (平成 27 年 12 月)
第 2 次変更 (平成 28 年 6 月)
第 3 次変更 (平成 29 年 6 月)
第 4 次変更 (令和 元年 6 月)

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市 大下辺地

(辺地の人口 71 人 面積 1.5k m²)

(参考 辺地の世帯数 47 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 関前大下
 (2) 地域の中心の位置 今治市関前大下甲 1846 番地 1
 (3) 辺地度点数 195 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。

大下浮棧橋は、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留施設であるため、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたす事となる。そこで島民が安心して生活できるよう、平成 28 年度の浮棧橋チェーン交換工事に続き、同施設の改良工事を行い、施設を整備することが必要となっている。

また大下島では海岸井戸を水源として海水淡水化施設による浄水方法を実施しているが、平成 10 年に整備した施設は老朽化が進み、更新時期を迎えている。海水を利用した浄水は施設の劣化が激しく、維持管理費も高額である。そのため現在の施設を廃止し、通常は淡水井戸を水源として浄水し、お盆や年末年始等使用水量が増え、水が不足した場合は購入水で対応する方式へ変更する。

施設整備を行うことで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間

(単位：千円)

施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
大下港浮棧橋	今治市	30,000	0	30,000	30,000
大下浄水場	今治市	8,500	6,350	2,150	2,100
合 計		38,500	6,350	32,150	32,100

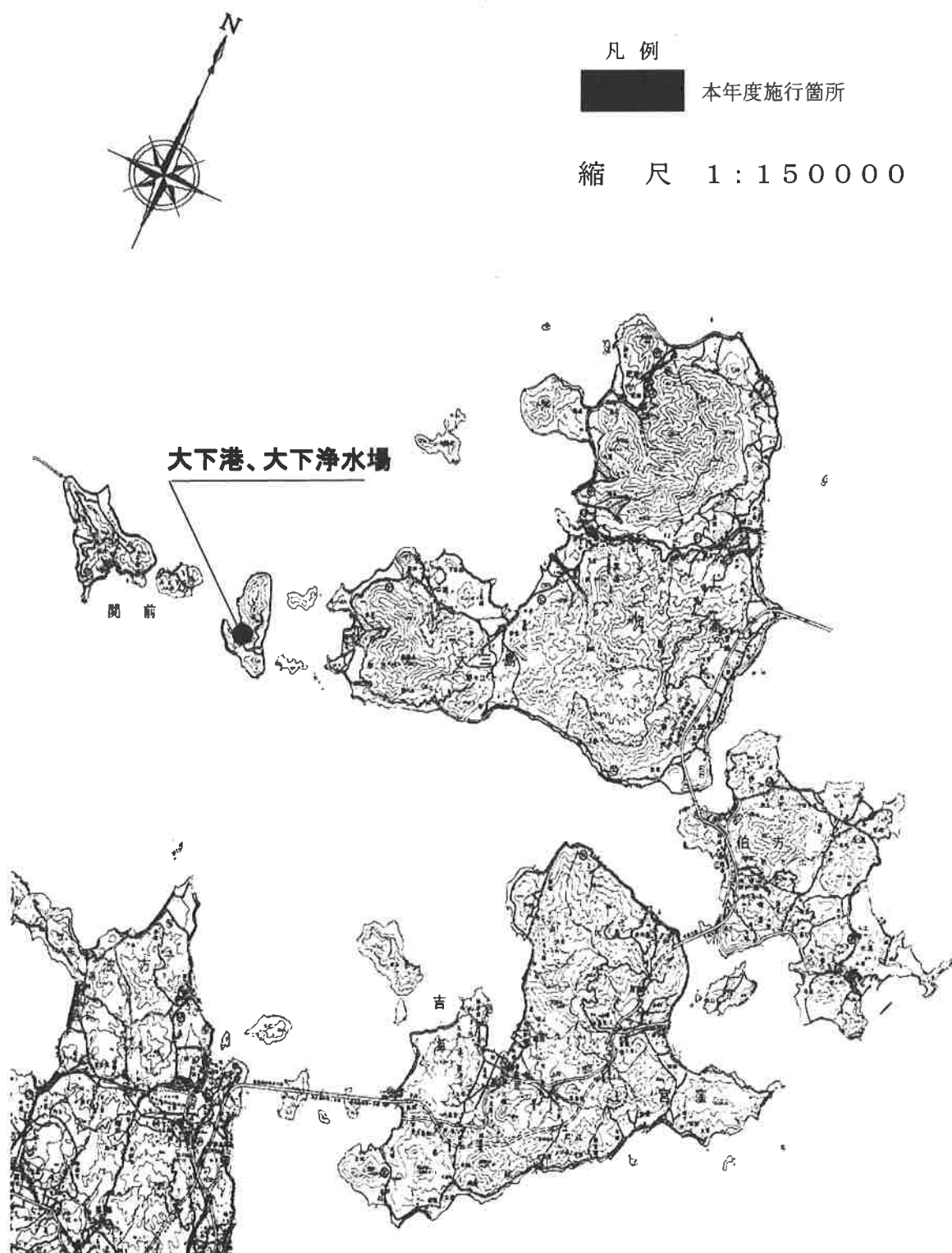
「参 考」

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																
関前 大下辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市 大下辺地 (辺地の人口71人 面積 1.5km ²) (参考 辺地の世帯数47世帯)	総合整備計画書 愛媛県今治市 大下辺地 (辺地の人口93人 面積 1.5km ²) (参考 辺地の世帯数59世帯)																																																
1 略		1 略																																																
2 公共的施設の整備を必要とする事情	大下地域は今治港より北西約15kmに位置し、主要産業は柑橘類の生産である。 また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。 大下浮桟橋は、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留施設であるため、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたす事となる。そこで島民が安心して生活できるよう、平成28年度の浮桟橋チェーン交換工事に続き、同施設の改良工事を行い、施設を整備することが必要となっている。 また大下島では海岸井戸を水源として海水淡水化施設による浄水方法を実施しているが、平成10年に整備した施設は老朽化が進み、更新時期を迎えている。海水を利用した浄水は施設の劣化が激しく、維持管理費も高額である。そのため現在の施設を廃止し、通常は淡水井戸を水源として浄水し、お盆や年末年始等使用水量が増え、水が不足した場合は購入水で対応する方式へ変更する。 施設整備を行うことで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。	2公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約15kmに位置し、主要産業は柑橘類の生産である。 また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。 大下浮桟橋は、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留施設であるため、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたす事となるため、島民が安心して生活できるよう、施設を整備することが必要となっている。																																																
3 公共的施設の整備計画	平成28年度から平成31年度までの4年間 (単位：千円)	平成28年度から平成31年度までの4年間 (単位：千円)																																																
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大下港浮桟橋</td><td>今治市</td><td>30,000</td><td>0</td><td>30,000</td></tr><tr><td>大下浄水場</td><td>今治市</td><td>8,500</td><td>6,350</td><td>2,150</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>38,500</td><td>6,350</td><td>32,150</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		施設名	事業主体名	特定財源	一般財源	大下港浮桟橋	今治市	30,000	0	30,000	大下浄水場	今治市	8,500	6,350	2,150	合 計		38,500	6,350	32,150	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大下港浮桟橋</td><td>今治市</td><td>19,000</td><td>0</td><td>19,000</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>19,000</td><td>0</td><td>19,000</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		施設名	事業主体名	特定財源	一般財源	大下港浮桟橋	今治市	19,000	0	19,000	_____	_____	_____	_____	_____	合 計		19,000	0	19,000
区分		事業費	財源内容																																															
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源																																														
大下港浮桟橋	今治市	30,000	0	30,000																																														
大下浄水場	今治市	8,500	6,350	2,150																																														
合 計		38,500	6,350	32,150																																														
区分		事業費	財源内容																																															
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源																																														
大下港浮桟橋	今治市	19,000	0	19,000																																														
_____	_____	_____	_____	_____																																														
合 計		19,000	0	19,000																																														

「参考」

位置図



今治市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、今治市過疎地域自立促進計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

過疎地域自立促進特別措置法（抜すい）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第 6 条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

7 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

今治市過疎地域自立促進計画の変更について

今治市過疎地域自立促進計画の一部を次のように改正する。

第7. 教育の振興 2. 事業計画（平成28年度～32年度）の表中「32年度」を「令和2年度」に改め、同表の6 教育の振興の部（3）集会施設、体育施設等体育施設の項の前に次のように加える。

（1）学校教育関連施設 給食施設	大島調理場改修事業（吉海）	今治市
---------------------	---------------	-----

「参 考」

今治市過疎地域自立促進計画（変更）概要

変 更 後					変 更 前				
第7. 教育の振興					第7. 教育の振興				
2. 事業計画（平成28年度～令和2年度）					2. 事業計画（平成28年度～32年度）				
自立 促進 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	自立 促進 施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 教 育 の 振 興	(1) 学校 教育関連施 設 給食施設	大島調理場改 修事業（吉海）	今 治 市		6 教 育 の 振 興				
	(3) 集会 施設、体育 施設等 体育施設	伯方体育セン ター改修事業 （伯方）	今 治 市		(3) 集会 施設、体育 施設等 体育施設	伯方体育セン ター改修事業 （伯方）	今 治 市		

市営土地改良事業の施行について（町谷地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 町谷地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和元年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 10,500,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県単独補助土地改良事業（町谷地区）

工 事 概 要 鋼製起伏ゲート 1 基
 鋼製スライドゲート 1 基

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（高市地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 高市地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和元年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 7,500,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県单独補助土地改良事業（高市地区）

工 事 概 要 水路工 $L = 220\text{m}$

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

- 2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（宮ヶ崎地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 宮ヶ崎地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和元年度～3年度 |
| 4 | 工 種 | 農道 |
| 5 | 概算事業費 | 33,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県単独補助土地改良事業（宮ヶ崎地区）

工 事 概 要 農道改良工 $L = 284.2\text{m}$

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道の路線を廃止する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
8-105	大西ヤツ股線	今治市大西町新町	
		今治市大西町新町	
10-37	仁江志津見線	今治市吉海町仁江	
		今治市吉海町名	
10-67	三角名駒線	今治市吉海町名	
		今治市吉海町名駒	
10-72	志津見友浦線	今治市吉海町仁江	
		今治市吉海町仁江	
10-87	志津見風無線	今治市吉海町名	
		今治市吉海町名	

「参 照」

道路法（抜すい）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

「参 考」

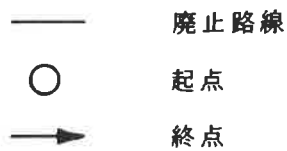
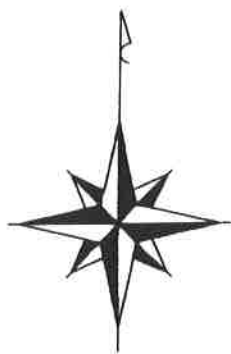
市道廃止路線一覧表

整理番号 (図面对照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員	延 長
		終 点		
8-105	大西ヤツ股線	今治市大西町新町甲832番 1 先	m 6.1～9.0	m 108.8
		今治市大西町新町甲844番 2 先		
10-37	仁江志津見線	今治市吉海町仁江2453番 1 先	3.0～22.7	2,369.4
		今治市吉海町名843番 1 先		
10-67	三角名駒線	今治市吉海町名3027番 1 先	4.1～8.2	4,415.0
		今治市吉海町名駒155番 6 先		
10-72	志津見友浦線	今治市吉海町仁江2039番先	2.3～6.2	1,689.0
		今治市吉海町仁江1841番先		
10-87	志津見風無線	今治市吉海町名843番 1 先	2.9～9.1	2,356.6
		今治市吉海町名2262番 2 先		

【参 考】

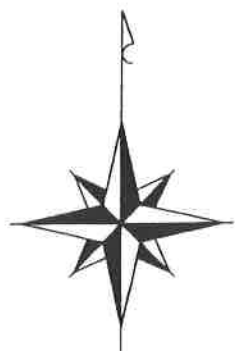
市道廃止路線箇所図

縮尺 1 : 10000



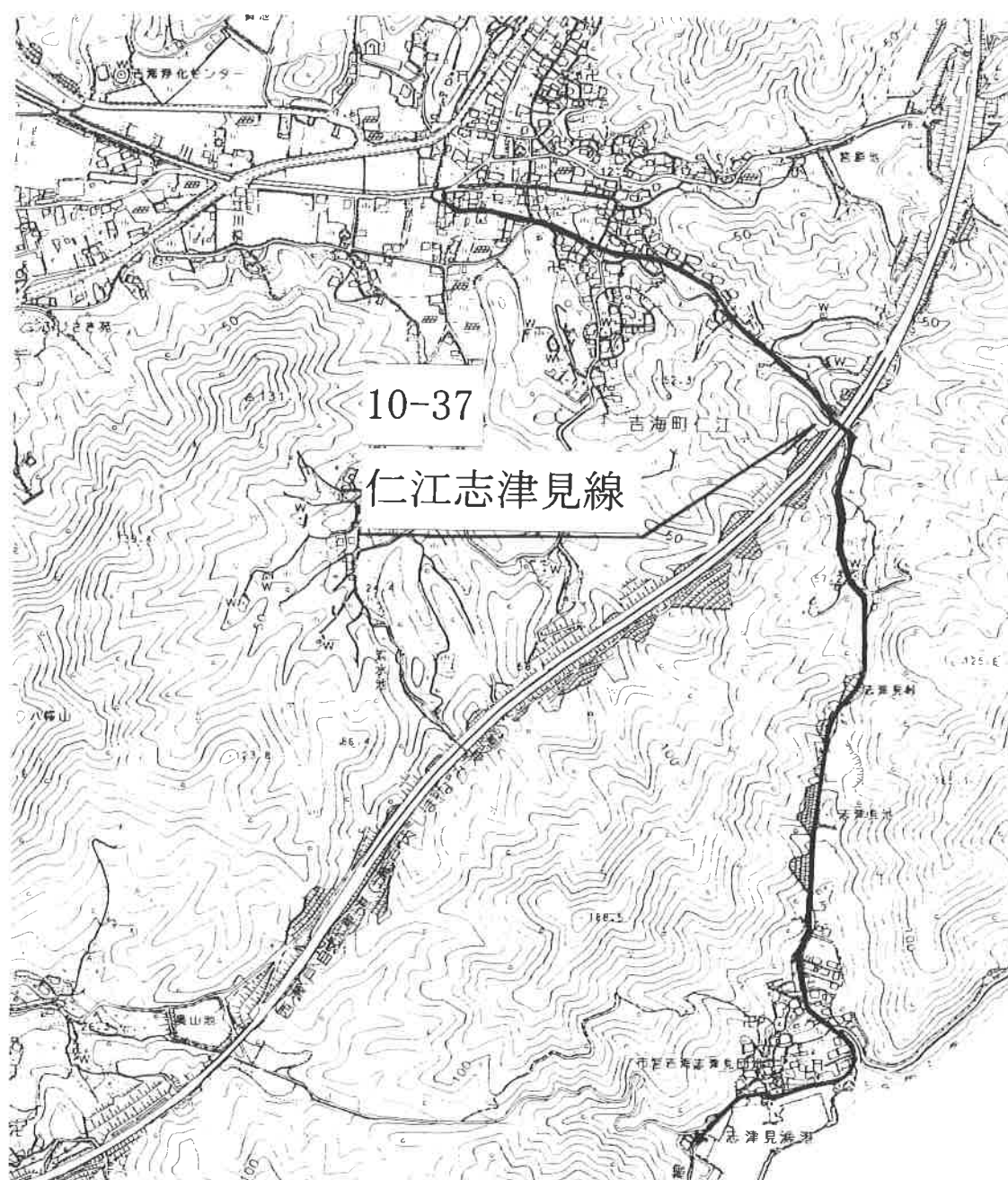
【 参 考 】

市道廃止路線箇所図



縮尺 1 : 10000

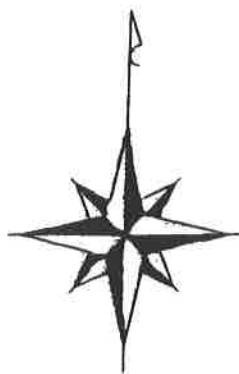
- 廃止路線
- 起点
- 終点



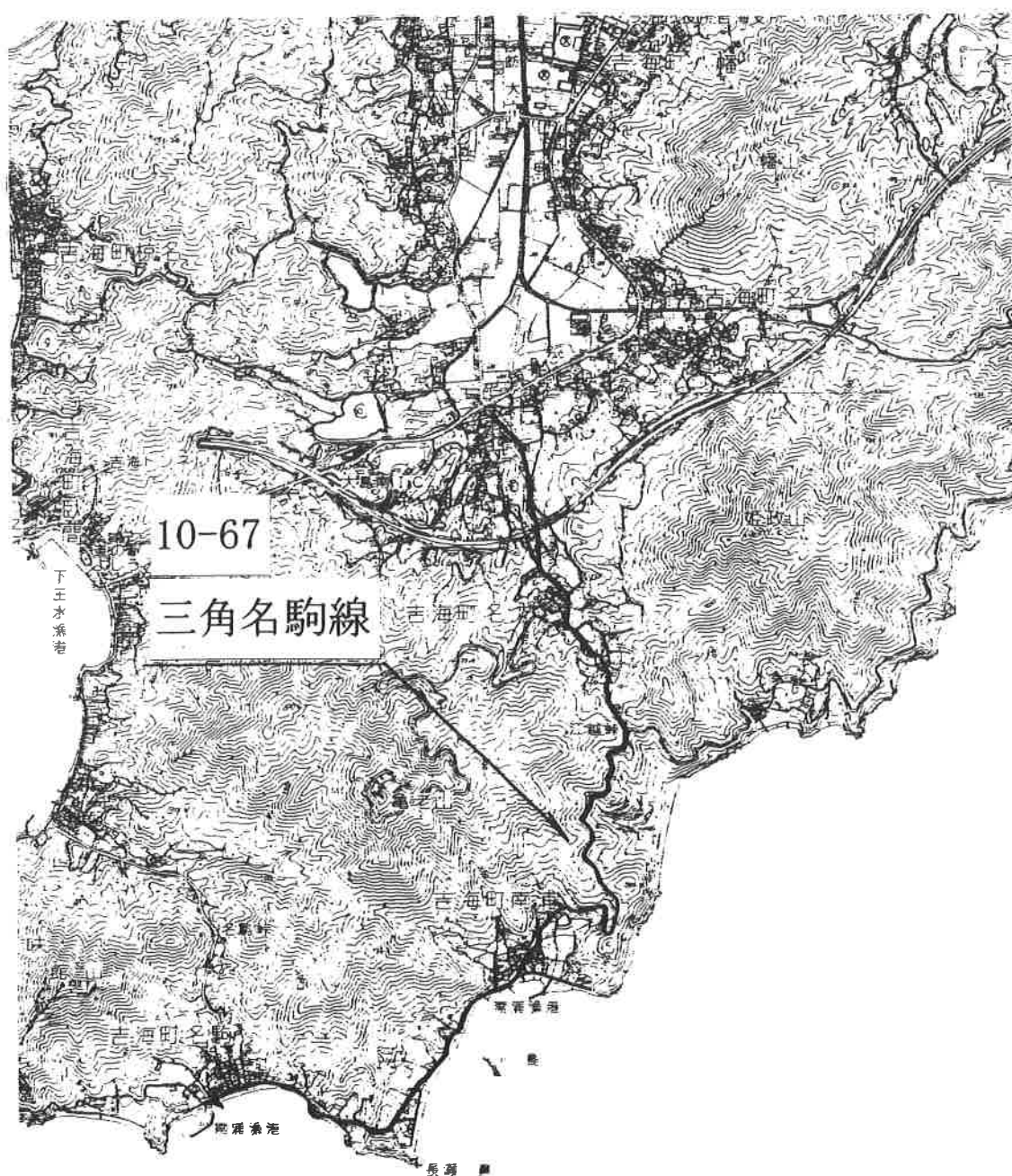
【 参 考 】

市道廃止路線箇所図

縮尺 1 : 25000

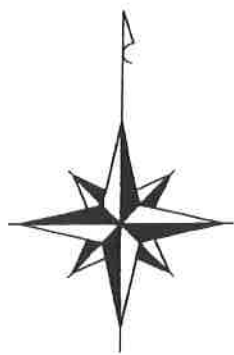


- 廃止路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

市道廃止路線箇所図



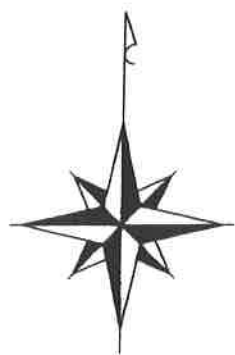
縮尺 1 : 10000

- 廃止路線
- 起点
- 終点



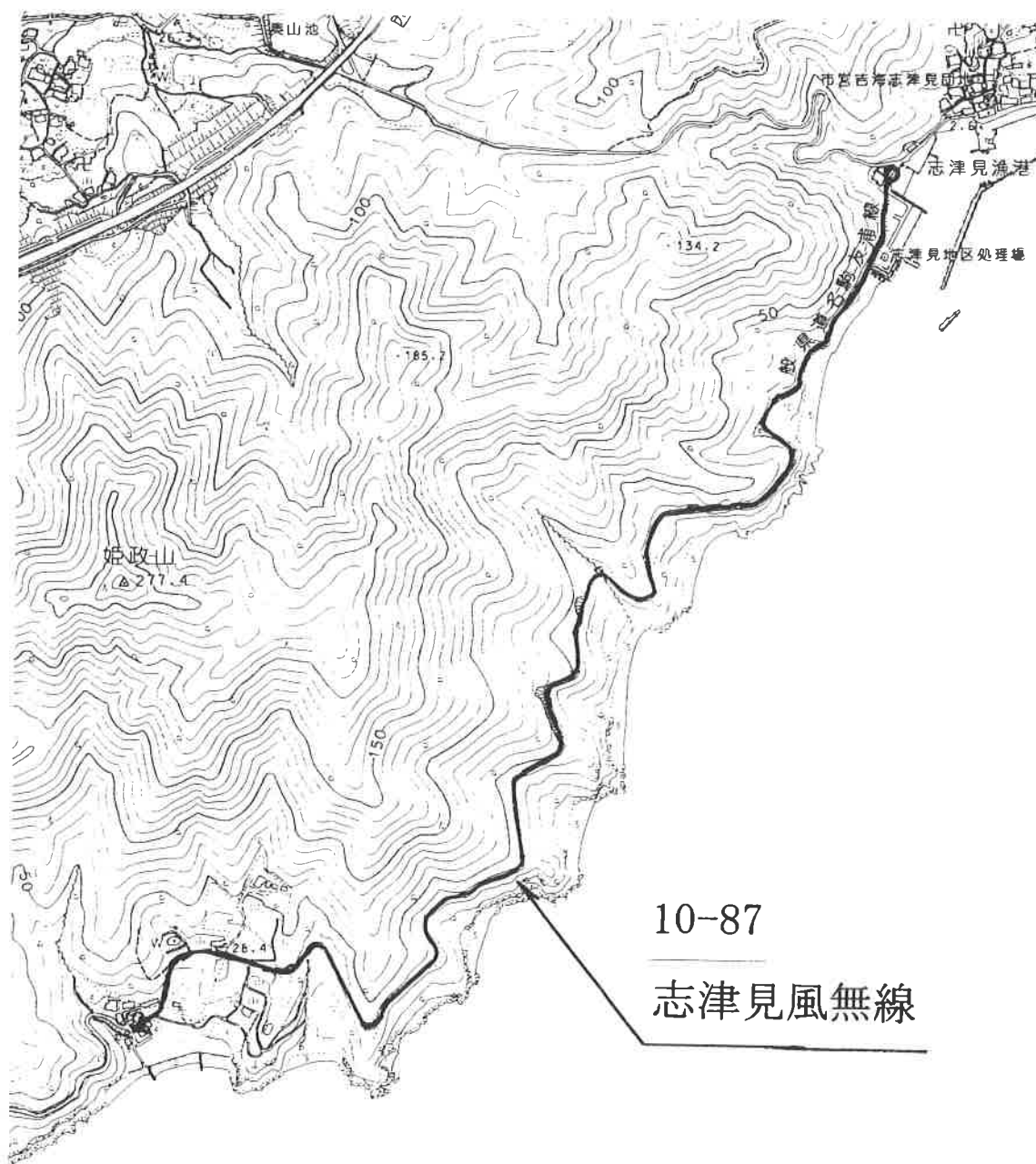
【 参 考 】

市道廃止路線箇所図



縮尺 1 : 10000

- 廃止路線
- 起点
- 終点



10-87

志津見風無線

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2-543	郷新屋敷町4号線	今治市郷新屋敷町三丁目	
		今治市郷新屋敷町三丁目	
2-544	北高下5号線	今治市北高下町一丁目	
		今治市北高下町一丁目	
2-545	広紹寺町4号線	今治市広紹寺町二丁目	
		今治市広紹寺町二丁目	
3-505	梅園住宅2号線	今治市馬越町三丁目	
		今治市馬越町三丁目	
3-506	堺地3号線	今治市馬越町三丁目	
		今治市馬越町三丁目	
3-507	高井4号線	今治市高橋	
		今治市高橋	
3-508	松ノ中6号線	今治市高橋	
		今治市高橋	

3-509	松ノ中 7 号線	今治市別名	
		今治市別名	
3-510	阿方畑井田 4 号線	今治市阿方	
		今治市阿方	
4-400	土居崎住宅 3 号線	今治市杣田	
		今治市杣田	
6-3255	玉川八幡 5 号線	今治市玉川町八幡	
		今治市玉川町八幡	
7-163	里天王 1 号線	今治市波方町波方	
		今治市波方町波方	
7-164	宮ノ下北郷 2 号線	今治市波方町郷	
		今治市波方町郷	
8-337	用開北 1 号線	今治市大西町紺原	
		今治市大西町紺原	
10-37	仁江志津見線	今治市吉海町仁江	
		今治市吉海町仁江	
10-101	三角江越峠線	今治市吉海町名	
		今治市吉海町名	

「参 照」

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参 考」

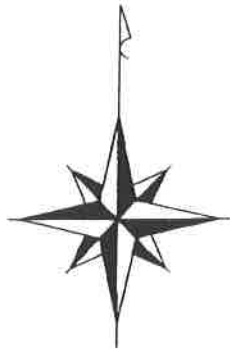
市道認定路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員		延長
		終 点	現況	計画	
2-543	郷新屋敷町4号線	今治市郷新屋敷町三丁目405番2先	m	m 5.0	m 203.3
		今治市郷新屋敷町三丁目282番1先			
2-544	北高下5号線	今治市北高下町一丁目1513番9先	5.3～ 6.3		144.4
		今治市北高下町一丁目1513番20先			
2-545	広紹寺町4号線	今治市広紹寺町二丁目1112番15先	5.3		113.7
		今治市広紹寺町二丁目1112番5先			
3-505	梅園住宅2号線	今治市馬越町三丁目甲344番5先	6.3		58.5
		今治市馬越町三丁目甲344番4先			
3-506	堺地3号線	今治市馬越町三丁目甲334番4先	5.3		25.9
		今治市馬越町三丁目甲334番6先			
3-507	高井4号線	今治市高橋甲268番1先	4.3		20.7
		今治市高橋甲269番1先			
3-508	松ノ中6号線	今治市高橋甲465番1先		4.0	219.1
		今治市高橋甲449番1先			
3-509	松ノ中7号線	今治市別名甲145番1先		5.0	140.8
		今治市別名甲134番7先			
3-510	阿方畑井田4号線	今治市阿方甲550番15先	5.3～ 6.3		58.2
		今治市阿方甲550番8先			
4-400	土居崎住宅3号線	今治市杣田甲12番5先	5.5		33.0
		今治市杣田甲12番7先			
6-3255	玉川八幡5号線	今治市玉川町八幡甲242番1先	6.3		63.7
		今治市玉川町八幡甲242番7先			
7-163	里天王1号線	今治市波方町波方甲2210番1先		4.3	84.4
		今治市波方町波方甲2213番1先			

7-164	宮ノ下北郷2号線	今治市波方町郷甲1226番19先	6.3		110.9
		今治市波方町郷甲1226番30先			
8-337	用開北1号線	今治市大西町紺原甲241番9先	5.3		31.5
		今治市大西町紺原甲241番7先			
10-37	仁江志津見線	今治市吉海町仁江2453番1先	4.4～ 22.7		1,979.4
		今治市吉海町仁江2039番先			
10-101	三角江越峠線	今治市吉海町名3027番1先	5.5～ 11.0		1,342.0
		今治市吉海町名2320番2先			

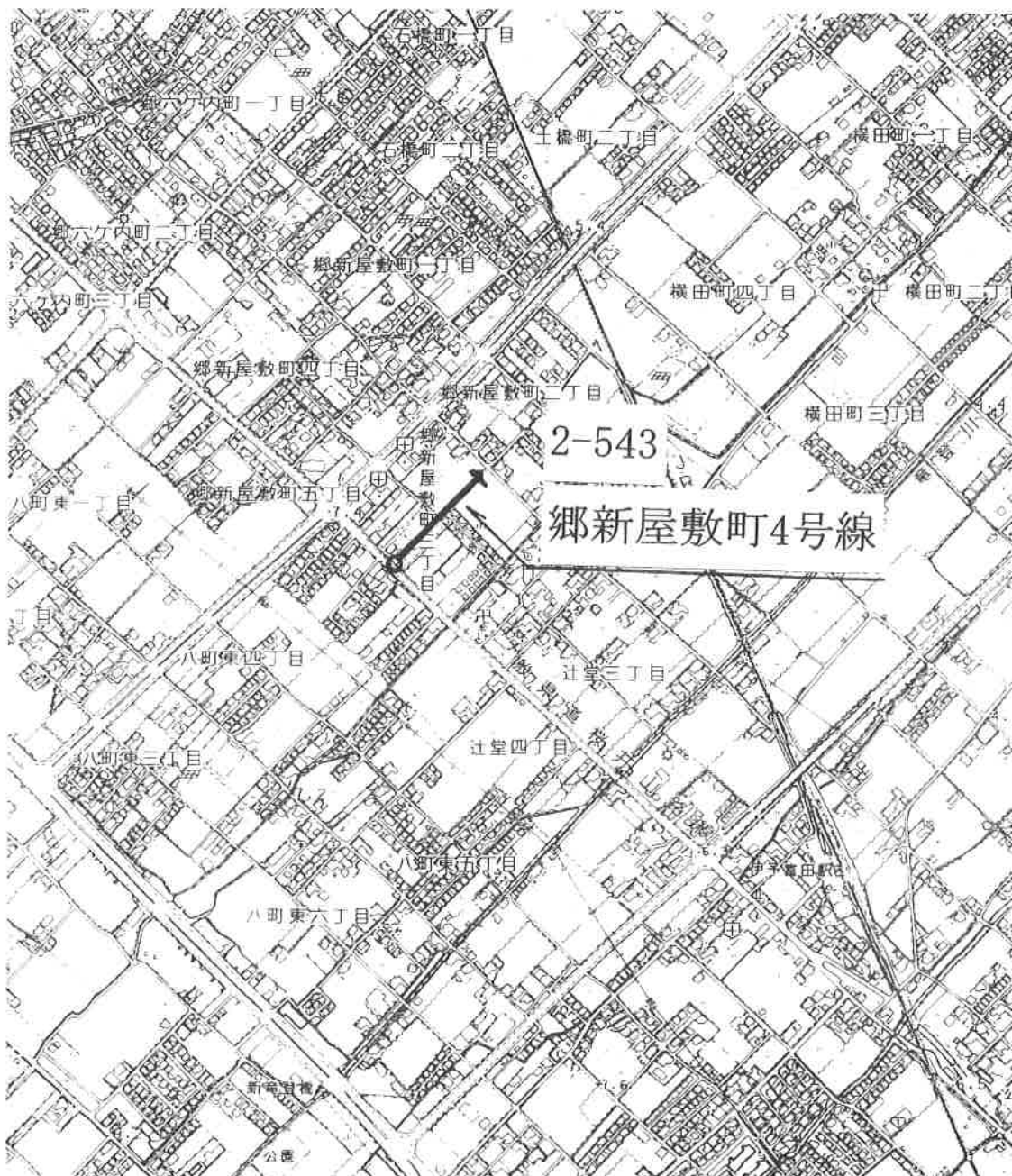
【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図



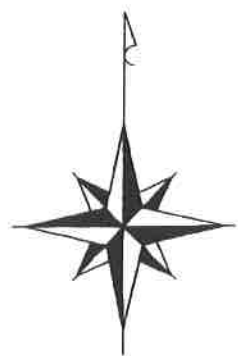
縮 尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

市道認定路線箇所図



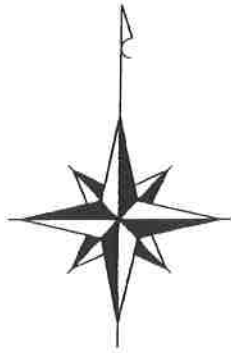
縮尺 1 : 10000

- 認定路線
○ 起点
→ 終点



【 参 考 】

市道認定路線箇所図



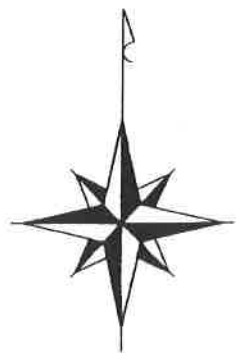
縮尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



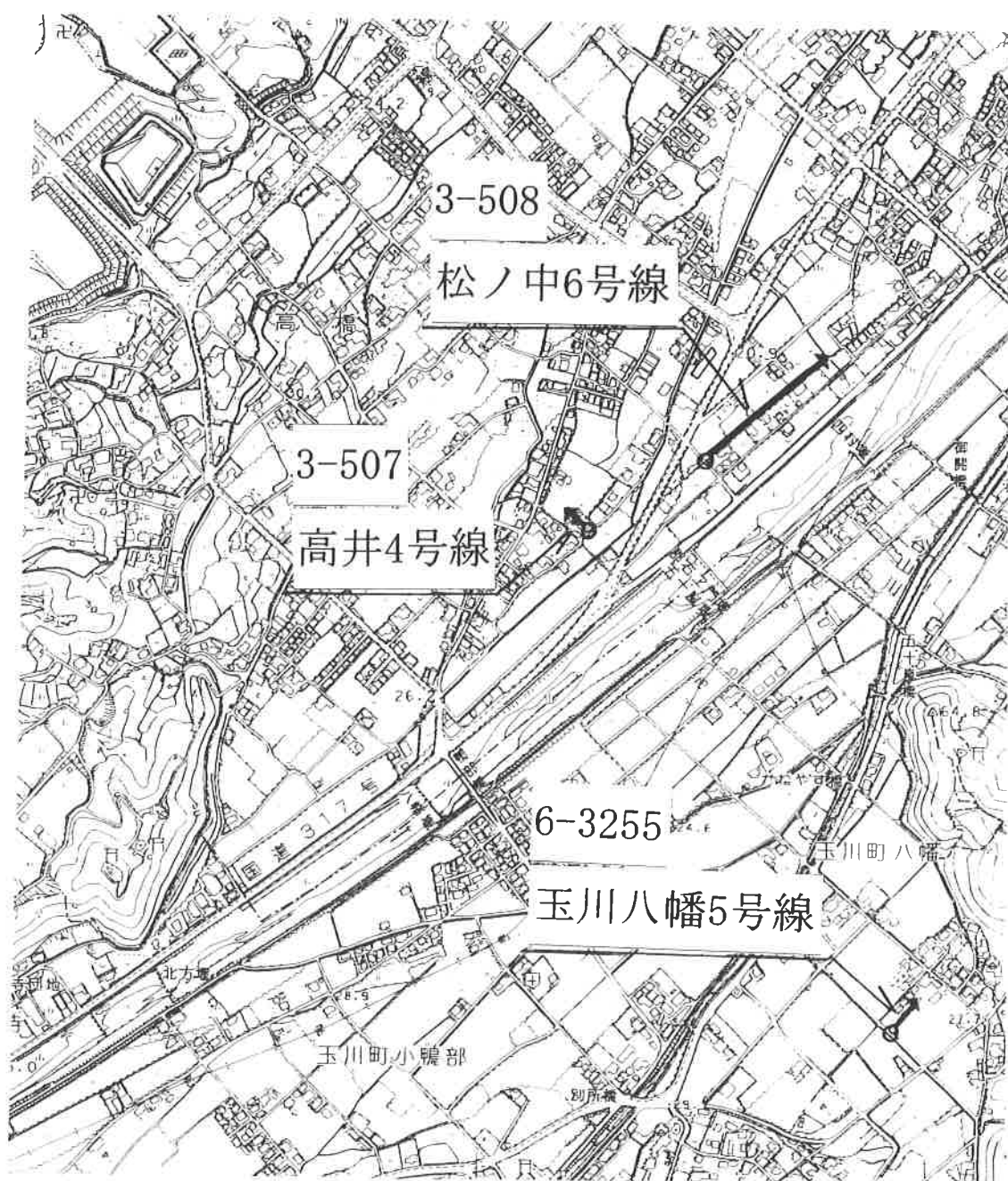
【 参 考 】

市道認定路線箇所図



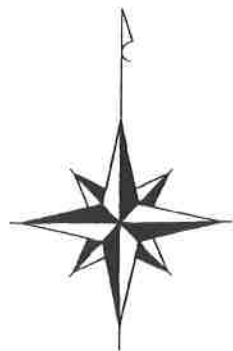
縮尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

市道認定路線箇所図



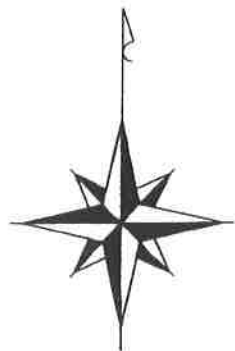
縮尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



【 参 考 】

市道認定路線箇所図



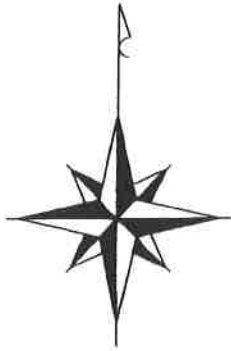
縮尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



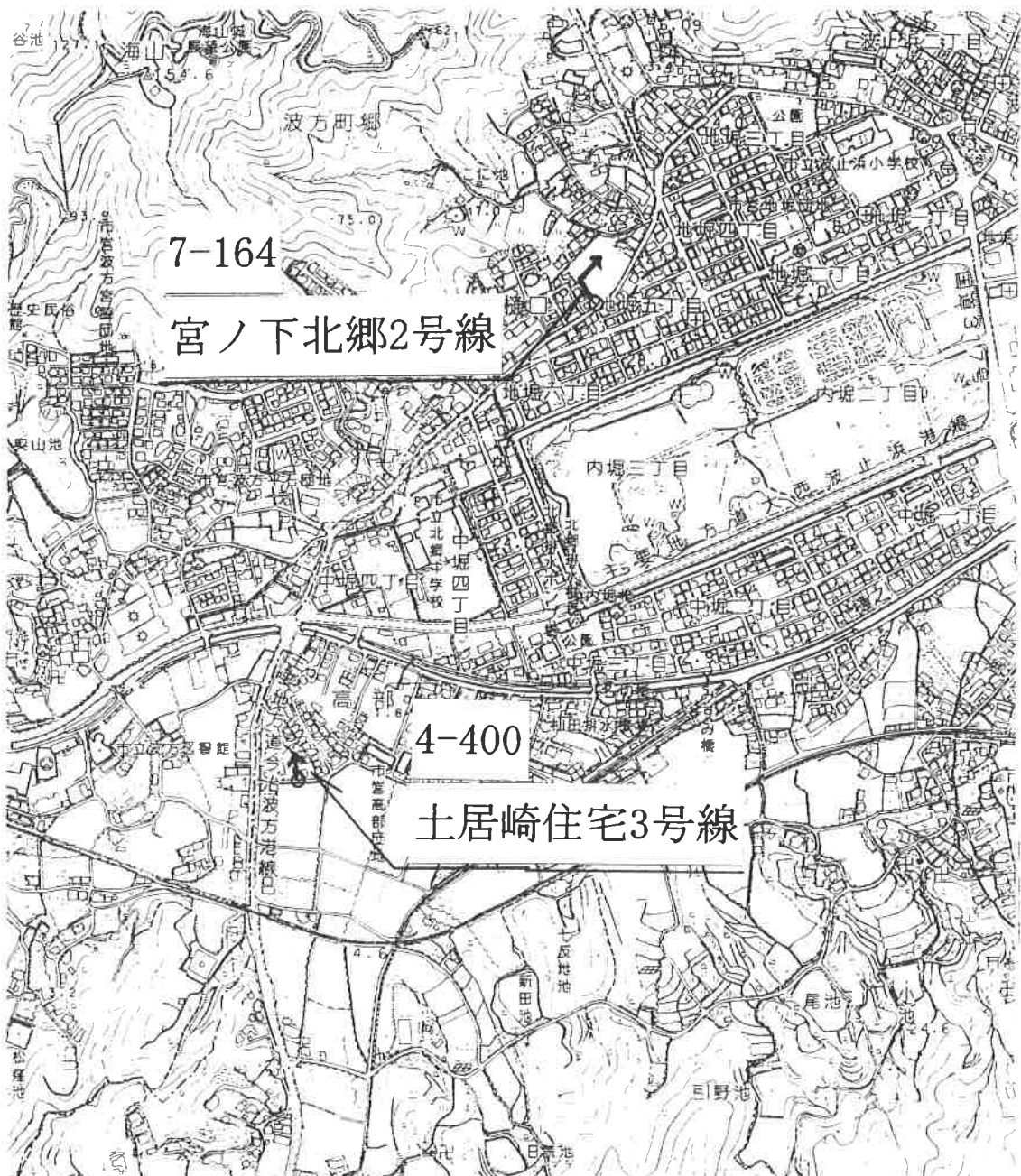
【 参 考 】

市 道 認 定 路 線 箇 所 図



縮 尺 1 : 10000

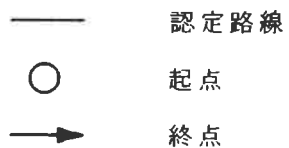
- 認定路線
- 起点
- 終点



【参 考】

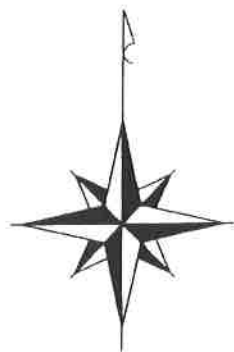
市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



【 参 考 】

市道認定路線箇所図



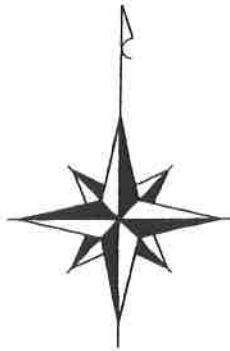
縮尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



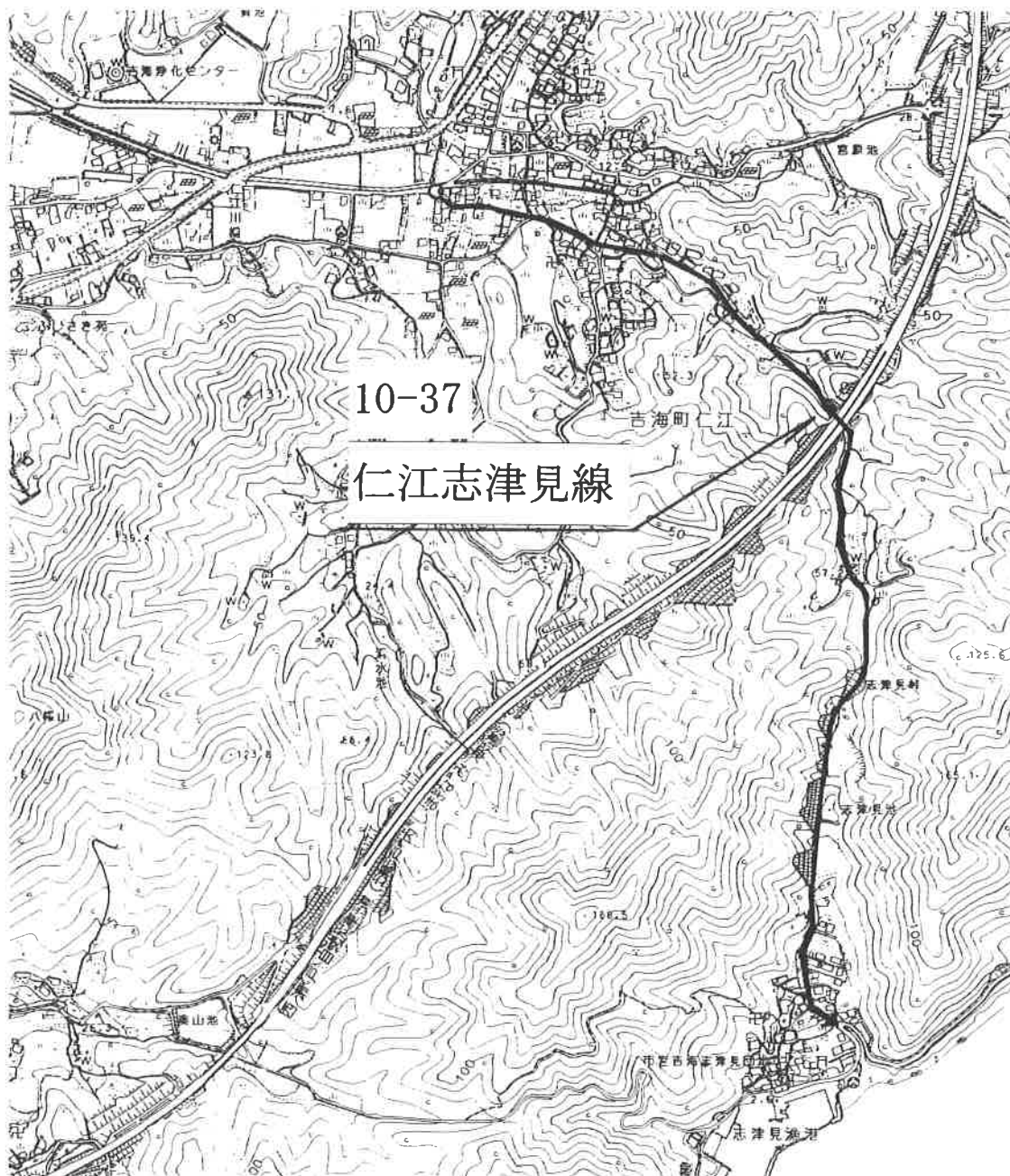
【参 考】

市道認定路線箇所図



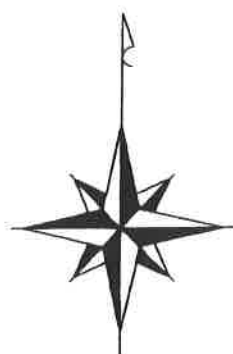
縮尺 1 : 10000


 認定路線
 起点
 終点



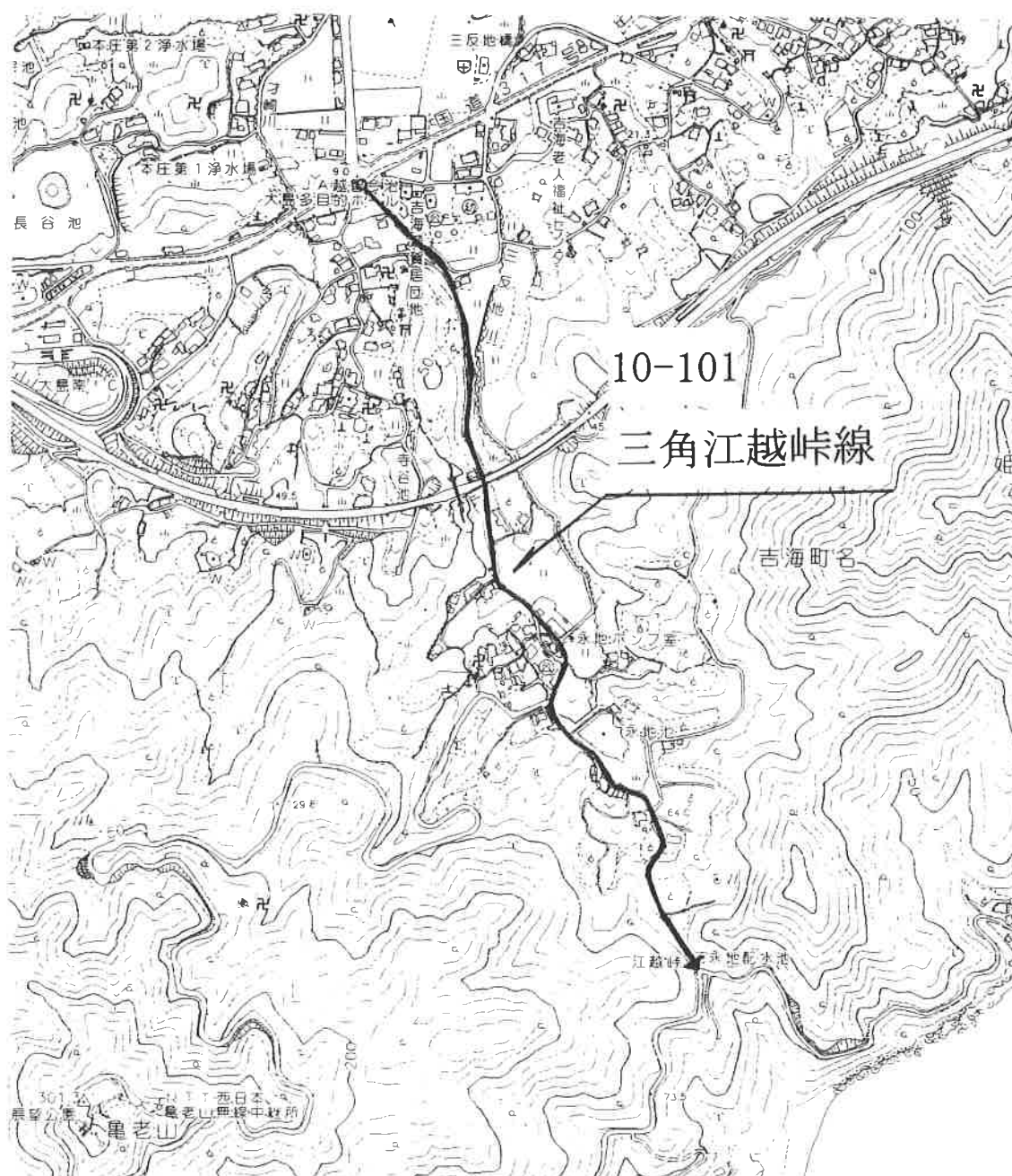
【 参 考 】

市道認定路線箇所図



縮尺 1 : 10000

- 認定路線
- 起点
- 終点



専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・平成30年度 今治市一般会計補正予算（第6号）
- ・今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について
- ・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

平成30年度今治市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度今治市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,177,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

今治市長 菅 良 二

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

款	項
2 総 務 費	1 総務管理費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

3 歳 出

[illegible]

(単位 千円)

[illegible]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,231	-	4,569,937	3,884,421	8,454,358	1,569,655	10,024,013	
補 正 前	1,231	-	4,569,937	3,850,779	8,420,716	1,569,655	9,990,371	
比 較	0	-	0	33,642	33,642	0	33,642	

(本会計における計上職員数は1,231人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	181,159	1,227	74,998	94,730	13,463	386,154	1,020
	補 正 前	181,159	1,227	74,998	94,730	13,463	386,154	1,020
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	20,452	184,242	1,082,430	730,595	598	1,033,193	80,160
	補 正 前	20,452	184,242	1,082,430	730,595	598	999,551	80,160
	比 較	0	0	0	0	0	33,642	0

(2) 給 料 及 び 職 員 手 当 の 増 減 額 の 明 細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職 員 手 当	33,642	制度改正に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	33,642	職員数の変動に伴う増減分 - 人事異動に伴う増減分 - その他の増減分 33,642 退職手当 33,642	

今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例等の一部を改正する条例

(今治市市税条例の一部改正)

第1条 今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条

第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第21項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第22項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日に

において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31

年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第2条 今治市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち省令で定めるものについては、省令で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第9項」に、「第8項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた

第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

- 2 市長は、当分の間、第80条第1項の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 今治市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年今治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、今治市市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例

附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 今治市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年今治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、今治市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他省令で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他省令で定める事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の

第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中今治市市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
 - （2） 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
 - （3） 第2条中今治市市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
 - （4） 第3条中今治市市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
 - （5） 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の今治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は今治市市税条例の一部を改正する条例（平成31年今治市条例第27号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の今治市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき今治市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第7号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用

する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

「参 考」

第1条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(3) 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)におい	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(3) 略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)におい

て、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

て、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

（1） 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

（2） 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 前項の規定の適用が ある場合における

3 第1項の規定の適用が ある場合における

第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合

第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合

には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することとを求めることができる。

には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長

者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には 、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～3 略

4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～3 略

4 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

る基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 居住安全改修工事が完了した年月日

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金

る基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 居住安全改修工事が完了した年月日

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金

等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) 略

13 略

等

(6) 略

9 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) 略

12 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特
例の適用を受けようとする者がすべき申告
等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第
2項において準用する場合を含む。)の規定
の適用を受けようとする者は、当該年度の初
日の属する年の1月31日までに次に掲げる
事項を記載した申告書を市長に提出しなけ
ればならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び
個人番号又は法人番号(個人番号又は法人
番号を有しない者にあつては、住所及び氏
名又は名称)並びに当該納税義務者が令附
則第12条の4第1項第3号から第5号ま
で又は第3項第3号から第5号までに掲
げる者である場合にあつては、同条第1項
第1号若しくは第2号又は第3項第1号
若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する
被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦
課期日において存した家屋の所有者及び
家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法
附則第16条の2第1項(同条第2項におい
て準用する場合及び同条第6項(同条第7
項において準用する場合を含む。)の規定
により読み替えて適用される場合を含
む。)の規定の適用を受けようとする土地
を法第349条の3の2第1項に規定する家
屋の敷地の用に供する土地として使用す
ることができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収

に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項

に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、

平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車
に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	5,000円	3,800円
--	--------	--------

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

2 略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) 略

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下

	_____	_____
--	-------	-------

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 略

2 略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名_____）

(2)～(5) 略

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（_____以下

この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

この項において「仮換地等」____という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者____」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の____」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に____対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

「参 考」

第2条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2 略	第36条の2 略
2～6 略	2～6 略
7 <u>第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち省令で定めるものについては、省令で定める記載によることができる。</u>	_____
8～10 略	_____
(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>)	(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき <u>同項に規定する給与等の支払者</u> (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき <u>同項の</u> 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に</u>	_____

該当する場合には、その旨

(4) 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又

(3) 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

_____(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の

_____公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又

は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 略

附 則

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第80条第1項の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 略

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割に

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 略

つき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガ

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条 _____ に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 _____ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

ソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及

第16条の2 削除

び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

「参 考」

第3条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第5項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 2～4 略 5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の</u>	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u> _____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 2～4 略 _____

乗用のものに対する第82条の規定の適用に
ついては、当該軽自動車平成33年4月1日
から平成34年3月31日までの間に初回車両
番号指定を受けた場合には平成34年度分の
軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
平成34年4月1日から平成35年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合に
は平成35年度分の軽自動車税の種別割に限
り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦
課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第
2項から第5項までの規定の適用を受ける
3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの
判断をするときは、国土交通大臣の認定等
(法附則第30条の2第1項に規定する国土
交通大臣の認定等をいう。次項において同
じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦
課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第
2項から第4項までの規定の適用を受ける
3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの
判断をするときは、国土交通大臣の認定等
(法附則第30条の2第1項に規定する国土
交通大臣の認定等をいう。次項において同
じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 略

「参 考」

第4条の規定による今治市市税条例等の一部を改正する条例改正条項新旧対照表

新	旧
第１条の２　今治市市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の６　略 ２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第81条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の３」とあるのは、「100分の２」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「平成18年３月31日までに初めて道路運送者両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第１項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する<u>年度以後の年度分</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 （中略）	第１条の２　今治市市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の６　略 ２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第81条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については_____、同号中「100分の３」とあるのは、「100分の２」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第３項に規定する</u>」 _____ _____ _____ _____ _____」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 （中略）

「参 考」

第5条の規定による今治市市税条例等の一部を改正する条例改正条項新旧対照表

新	旧
第1条 今治市市税条例(平成17年今治市条例第61号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 (中略) 第48条に次の<u>8項</u>を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び省令で定めるところにより、納税申告書に記載す	第1条 今治市市税条例(平成17年今治市条例第61号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項<u>及び第11項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 (中略) 第48条に次の<u>3項</u>を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び省令で定めるところにより、納税申告書に記載す

べきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)
を、法第762条第1号に規定する地方税関係
手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、
地方税共同機構(第12項において「機構」
という。)を経由して行う方法_____
_____により市長に提供することにより、
行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告
については、申告書記載事項が記載された
納税申告書により行われたものとみなして、
この条例又はこれに基づく規則の規定を
適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告
は、申告書記載事項が法第762条第1号
の機構の使用に係る電子計算機(入出力装
置を含む。)に備えられたファイルへの記
録がされた時に同項に規定する市長に到
達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故
障、災害その他の理由により地方税関係手
続用電子情報処理組織を使用することが
困難であると認められる場合で、かつ、同
項の規定を適用しないで納税申告書を提
出することができると認められる場合に
おいて、同項の規定を適用しないで納税申
告書を提出することについて市長の承認
を受けたときは、当該市長が指定する期間
内に行う同項の申告については、前3項の
規定は、適用しない。法人税法第75条の4
第2項の申請書を同項に規定する納税地
の所轄税務署長に提出した第10項の内国

べきものとされている事項(次項_____
_____において「申告書記載事項」という。)
を、法第762条第1号に規定する地方税関係
手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、
地方税共同機構(第12項において「機構」
という。)を経由して行う方法その他
省令で定める方法により市長に提供する
ことにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告
については、申告書記載事項が記載された
納税申告書により行われたものとみなして、
この条例又はこれに基づく規則の規定を
適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告
は、_____法第762条第1号
の機構の使用に係る電子計算機(入出力装
置を含む。)に備えられたファイルへの記
録がされた時に同項に規定する市長に到
達したものとみなす。

法人が、当該税務署長の承認を受け、又は
当該税務署長の却下の処分を受けていな
い旨を記載した省令で定める書類を、納税
申告書の提出期限の前日までに、又は納税
申告書に添付して当該提出期限までに、市
長に提出した場合における当該税務署長
が指定する期間内に行う同項の申告につ
いても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国
法人は、同項前段の規定の適用を受けるこ
とが必要となった事情、同項前段の規定に
よる指定を受けようとする期間その他省
令で定める事項を記載した申請書に省令
で定める書類を添付して、当該期間の開始
の日の15日前までに、これを市長に提出し
なければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国
法人は、第10項の申告につき第13項の規定
の適用を受けることをやめようとするこ
ときは、その旨その他省令で定める事項を記
載した届出書を市長に提出しなければな
らない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている
内国法人につき、法第321条の8第51項の
処分又は前項の届出書の提出があったと
きは、これらの処分又は届出書の提出があ
った日の翌日以後の第13項前段の期間内
に行う第10項の申告については、第13項前
段の規定は適用しない。ただし、当該内国
法人が、同日以後新たに同項前段の承認を
受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている

内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(中略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 略

(5) 第1条中今治市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2～3 略

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度

(中略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 略

(5) 第1条中今治市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6)～(10) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2～3 略

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度

分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月29日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第26条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第26条の2第1項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第3条 略	第3条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。
3～4 略	3～4 略
(保険税の減額)	(保険税の減額)
第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合には、 <u>61万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>58万円</u> を超える場合には、 <u>58万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被

保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 280,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 51万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 275,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 50万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略